



ブロック塀の補助制度と安全点検についてのお知らせ

ブロック塀を改善するためには…

9い

所有するブロック塀を改善するためには、撤去または補修する必要があります。

東海市では、生垣緑化に伴うブロック塀の撤去費に対する補助と、ブロック塀のみの撤去費に対する補助を実施しております。

なお、この補助制度は、制度を活用することでブロック塀の撤去を促すものであるため、既にブロック塀撤去に着手された場合は補助の対象外となることをご了承ください。

ブロック塀の安全点検は裏面のとおりです。

[控え壁が不良のブロック塀の被害]



出典：(一社) 全国建築コンクリートブロック協会

補助内容

区 域		重点対策区域 ※1	左記以外	市内全域
補助対象条件		公衆用道路(公共施設)に接する高さ1m以上の既存ブロック塀 ※2	公衆用道路(公共施設)に接する高さ1m以上の既存ブロック塀 ※2	既存ブロック塀の高さ制限なし
いずれかの限度額	ブロック塀撤去後 生垣等緑化 (花と緑の推進課)	① 補助対象費用×2/3 ② 14,000円/m ③ 補助限度額28万円	① 7,000円/m ② 補助限度額14万円	① 5,000円/m ② 補助限度額10万円
	生垣等緑化 (花と緑の推進課)	—	—	① 補助対象費用×1/2 ② 3,000円/m ③ 補助限度額6万円
	ブロック塀撤去 (建築住宅課)	① 補助対象費用×1/2 ② 7,500円/m ③ 補助限度額15万円	—	—

※補助額は①、②、③のいずれか低い額になります。

※1 重点対策区域＝小中学校の通学路沿線。

通学路は年度ごとに変わることがありますので、補助を受けようとするブロック塀が補助対象かどうか、事前に学校教育課または建築住宅課へお問い合わせください。

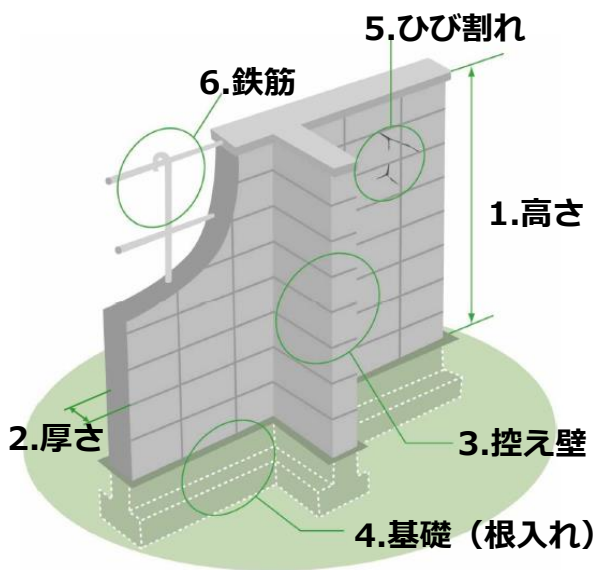
※2 公衆用道路(公共施設)に接する部分から1m以内の範囲も含む。

生垣等緑化は、生垣以外の植栽でも補助の対象となる場合があります。

ブロック塀の安全を確認しましょう

ブロック塀には建築基準法で定められた設置基準があり、基準を満たさないものは災害等が発生した場合に倒壊する恐れがあります。

ブロック塀を所有する方は以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険な可能性があるので改善しましょう。まず外観で1～5を点検し、不適合がある場合や分からないことがあれば専門家に相談しましょう。



組積造（レンガ造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
＜専門家に相談しましょう＞
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

【ブロック塀点検表】

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・ 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・ 塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか
 - ・ 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・ コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・ 塀に傾き、ひび割れはないか。
＜専門家に相談しましょう＞
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部・基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・ 基礎の根入れ深さは30cm以上か。

東海市役所

生垣等緑化費補助について : 花と緑の推進課
ブロック塀撤去費補助について : 建築住宅課
通学路について : 学校教育課

TEL : 052-603-2211・0562-33-1111

問合せ先